



企画展のご案内
月曜休館・入館無料

久我記念館企画展
第19回須恵美術クラブ展
10月12日(土)～10月27日(日) 最終日は12時まで
※15日(火)・21日(月)は休館日

須恵美術クラブ展も19回目を迎えました。久我記念館を少しでも支えられればとの思いを持ち、共に歩いてきたつもりですが、記念館に支えられ、19回目を迎えられたのかもしれない。設立当初から活躍されている方々、病に倒れられた方、さらに悲しみの中お別れをした先輩もいらっしゃいます。この展覧会にはさまざまな想いが詰まっています。

糟屋のどの町にも無い若杉山麓の緑に囲まれた素敵な久我記念館。私たちは、この記念館を誇りに思い、また、共に歩いてきたと自負しています。

—この記念館が、今後どういった方向へ道を開くのか。何が発信できるのか。多くの人たちに愛され、親しまれていくためには何が求められるのか—。そんな想いを胸に、今まで通り仲間と切磋琢磨し、また、楽しみながら制作した作品を展示します。

どうぞ、森の美術館へ足をお運びください。心よりお待ちしております。

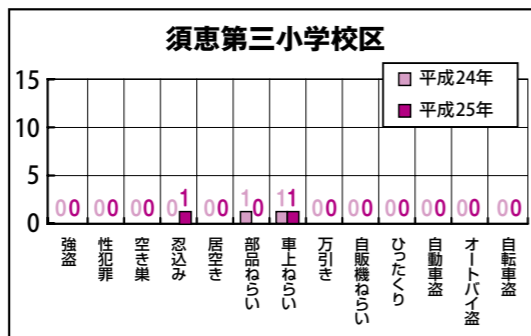
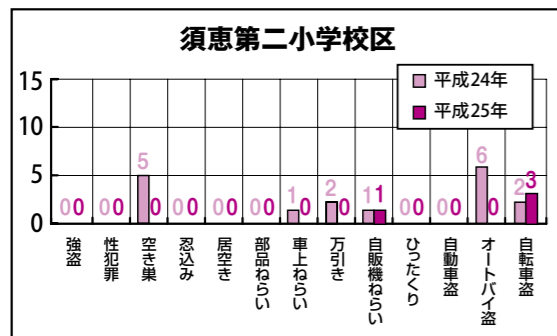
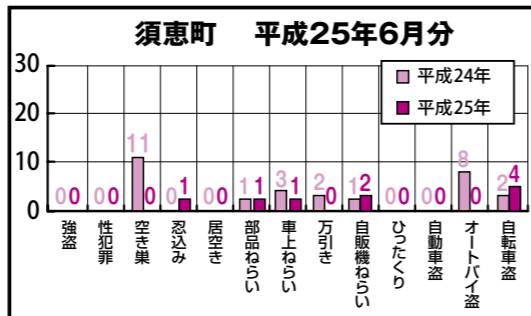
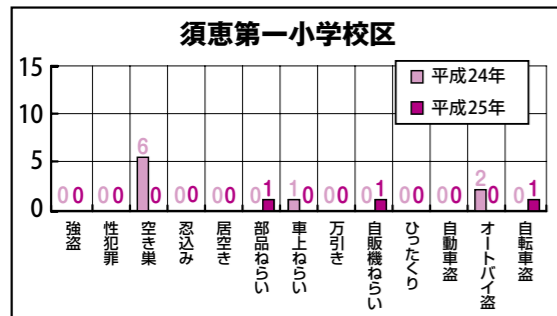
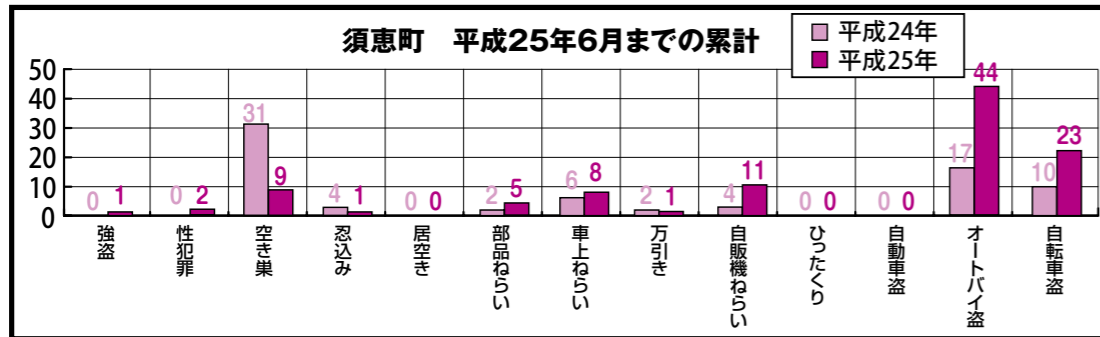


故長井昂「堅坑櫓」



故豊田貢「李白詩」

企画展開催中
布絵本「もりぼさま」原画展
9月16日(月)まで



粕屋警察署だより

須恵町

治安天気図
5月→6月
6月1日～30日

専業主婦(夫)の年金が改正

平成25年7月1日から専業主婦(夫)の年金が改正され、会社員の夫(妻)が退職したなどの際に年金の切り替えの手続きが遅れた(または漏れていた)ため、保険料が未納となっている主婦(夫)が手続きをすることにより、年金の受け取りが可能になったり、年金額を増やしたりできる場合があります。

今すぐ手続きを!

専業主婦(夫)の保険料は?
原則として20歳から60歳までのすべての人が年金に加入することになっていますが、サラリーマンの夫(妻)(第2号被保険者)に扶養されている妻(夫)(第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。

このたび、専業主婦(夫)の年金が改正され、手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。切り替えの手続きが2年以上遅れている人は、今すぐ手続きを!

配偶者が退職したときは?

防ごう無年金や減額

夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更)をして、保険料を納めなくてはなりません。**手続きが2年以上遅れたら?**

手続きをすることにより、無年金や年金の減額を防ぐことができます。また、老齢年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。本来は、さかのぼって払うことができなかつた期間の保険料を納付することができます(最大10年分)。保険料を納めることにより年金額が増えます。

2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをされた人からは、平成27年4月に向けて日本年金機構から保険料納付のご案内を郵送します。

問合せ先

国民年金保険料専用ダイヤル
0570・011・050
東福岡年金事務所
65117967